

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日、その翌日)

目 次

◇告 示 国民健康保険薬剤師として登録があったものとみなされるもの(保険課)
地域保健医療計画の決定(医務課)
争議行為を行う旨の予告(労政・能力開発課)
基本測量の実施(管理課)

告 示

鳥取県告示第四百二十号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があったものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令

第三百六十三号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成四年四月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
岩 佐 令 子	鳥国薬第八〇〇号	平成四年三月六日

鳥取県告示第四百二十一号

医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十条の三第一項の規定に基づき、鳥取県東部保健医療圏地域保健医療計画、鳥取県中部保健医療圏地域保健医療計画及び鳥取県西部保健医療圏地域保健医療計画を次のとおり定めたので、同条第十一項の規定により告示する。

(「次のとおり」は省略し、計画書を鳥取県衛生環境部衛生課及び医務課並びに県内各保健所に備え置いて一般の縦覧に供する。)

平成四年四月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百二十二号

労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第三十七条第一項の規

定に基づき、鳥取ガス労働組合執行委員長山本茂から争議行為を行う旨の通知があったので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成四年四月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 事件

1 九二春闘賃金引上げの項目について

2 社長の団体交渉出席要求について

二 日時

平成四年四月二十日午前零時から本事件の完全解決に至るまでの期間

三 場所

鳥取ガス株式会社及び鳥取ガス産業株式会社において組合員の従事す

る職場の全部又は一部

四 概要

あらゆる形の争議行為を行う。

鳥取県告示第四百二十三号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から基本測量を次のとおり実施する旨の通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成四年四月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 作業種願 基本測量（一万分の一地形図作成）
- 二 作業期間 平成四年五月二十五日から平成五年二月十五日まで
- 三 作業地域 鳥取市及び岩美郡国府町